

## 平成 26 年度

# 福井労働局行政運営方針

福井労働局は、平成26年度の労働行政の運営に当たって、地域の総合労働行政機関として、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等「懇切・公正・迅速」なサービスに努めるとともに、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政が連携を密にしつつ、それぞれの専門性を一層発揮し、労働局、労働基準監督署、ハローワークが一丸となって以下の対策に取り組めます。

### 主要対策

- I 現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進
- II 安心・安全に働くことのできる労働環境整備
- III 均等・均衡待遇と多様な働き方の実現
- IV 労働保険制度の円滑な運営
- V 個別労働関係紛争の解決の促進
- VI 地方自治体と連携した重層的なセーフティネットの構築
- VII 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策

# I 現下の雇用情勢を踏まえた雇用対策の推進

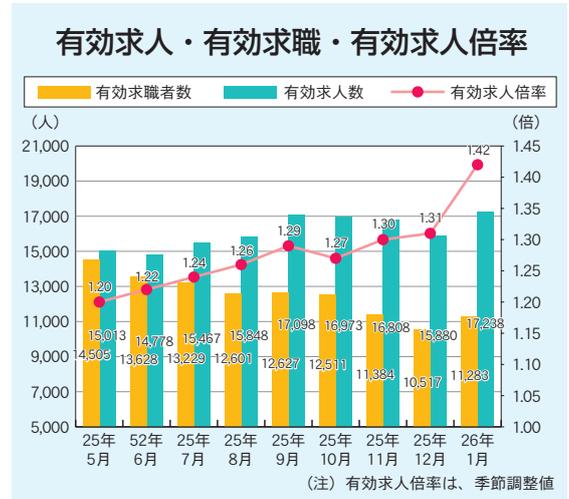
## 第1 正社員求人への確保等によるマッチングを推進します

1 福井県における雇用情勢は、一部に弱さが見られるものの改善しており、有効求人倍率は、平成25年平均で1.23倍となり、平成26年1月は1.42倍となっています。

こうした雇用環境の下、新規求職者に対する就職率（常用）は、平成26年1月末現在で45.6%と全国平均30.1%を大幅に上回っています。

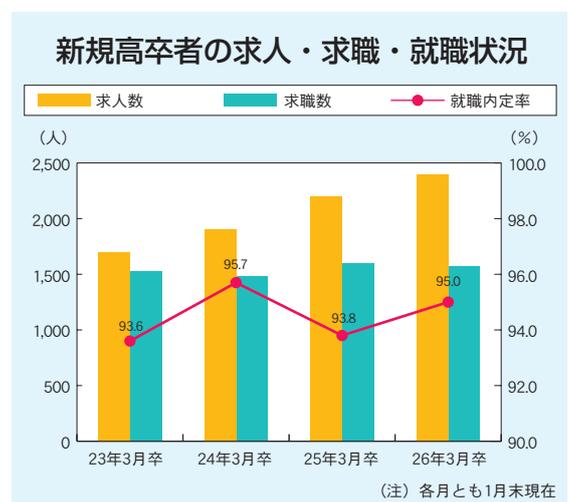
2 早期再就職促進のための取組みを推進します。

- (1) 求人者支援員等を活用し、正社員求人への確保に努めるとともに、きめ細かな相談、求職者の希望やニーズに応じた求人情報の提供により、的確なマッチングに努めます。
- (2) 求職者の個々の状況に対応した就職支援を実施します。担当者制職業相談の実施など、就職支援ナビゲーター等による就職支援プログラムなどの個別かつ総合的なサービスを提供し、再就職を支援します。
- (3) 求人者のニーズを踏まえて、積極的な求職者情報等の提供等、より効果的なマッチングに努め、求人充足を図ります。



## 第2 新規学卒者等の就職を支援します

1 学卒ジョブサポーター等を活用して学卒求人への確保と学生等に対する職業相談を実施するとともに、学校等の教育機関と密接な連携により、新規学校卒業者に対する就職支援の取組みを強化し、就職を支援します。



**2** 新規学校卒業者への就職支援として、「福井新卒応援ハローワーク」や「ヤングハローワーク」などの学生等の職業相談窓口において就職を支援し、高卒者に対しては学校との連携を強化するとともに、求人開拓や就職面接会の開催、就職後の職場定着に向けての個別支援を実施します。

大卒者等に対しても、早期に学生等のニーズの把握に努め、求人情報の提供や機動的な就職面接会の開催等、応募機会の拡大を図ります。

また、若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業」の周知や求人の確保を行い、就職面接会の開催等による積極的なマッチング支援を実施し、若者の就職支援を推進します。

福井新卒応援ハローワークに「在職者向け相談窓口」を設置し、事業所に関する情報を職業紹介に活用するとともに、事業主に対しては若者の職場定着についての支援・援助に努めます。

なお、未就職卒業者には、希望職種を選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を図るため、トライアル雇用の実施や職業訓練等の支援を実施します。



**3** 正規雇用を目指すフリーター等に対する支援のため、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングに基づく、トライアル雇用奨励金や職業訓練の活用促進等により、就職を支援します。



**4** ワンストップで若者の就職を支援するため、ふくいジョブカフェの取組みの中で、関係機関と連携し、企業説明会や各種セミナー等の開催を行う若年者地域連携事業を実施するとともに、併設するヤングハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等の就職支援を実施します。

### 第3 子育てする女性の再就職を支援します

- 1 子育てしながら就職を希望する女性に対して、キッズコーナーやベビーチェア等を設置して子ども連れで来所しやすい環境を整備したハローワーク福井マザーズコーナーやハローワークたけふマザーズコーナーにおいて、きめ細かな就職支援サービスを提供します。

また、地方公共団体等と連携して、保育所・子育て支援情報等も提供します。



- 2 児童等を扶養する母子家庭の母等に対しては、家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介を実施するとともに、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用奨励金等を活用して、早期の就職を目指します。

また、職業訓練が必要とされた者に対しては、積極的かつ効果的な受講あっせん等に努めます。

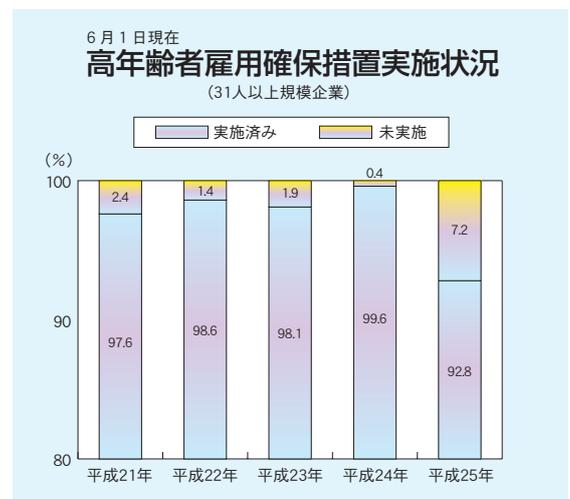
### 第4 年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指します

- 1 平成25年6月1日現在の高年齢者の雇用状況をみると、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用確保措置を実施している県内31人以上規模企業は、92.8%（制度改正前の実施済み企業の割合と比較すると6.8ポイント低下）となっています。

- 2 雇用と年金の確実な接続等を図ることを目的とした「改正高年齢者雇用安定法」に基づき、確保措置を講じていない事業主に対して的確な助言・指導を実施します。

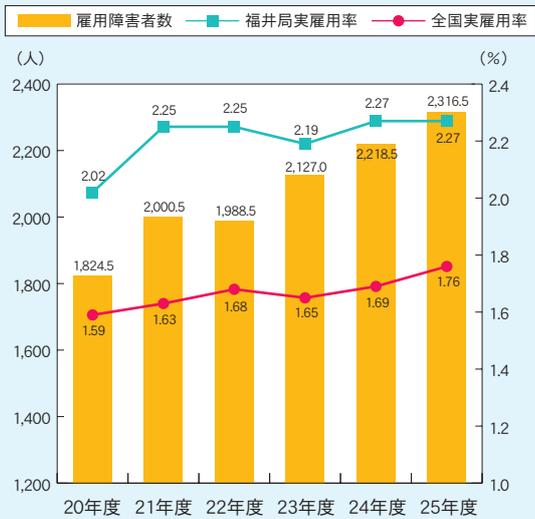
- 3 生涯現役社会に向けた取組みを行う企業に対する相談・援助等の支援や他の事業主に対する成果の普及を行うほか、民間団体等を活用して高年齢者に対する高齢期を見据えた職業生活設計等の相談援助を実施します。

- 4 各種助成金の活用等により、高年齢者の再就職の援助・促進を進めます。



## 第5 障害者へのきめ細かな就労支援を行います

### 障害者雇用状況の推移



1 平成25年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率は2.27%（全国1.76%）と全国2位の高い水準にあるものの雇用率引き上げの影響もあり、雇用率達成企業の割合は51.3%（全国42.7%）と前年比で4.3ポイント減少しています。

2 法定雇用率未達成の企業等に対して、幹部職員による事業所訪問など、積極的な指導を実施します。  
特に「0人雇用企業」を重点対象とし、効果的な指導を行います。

3 ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関等の関係機関が連携する「チーム支援」により、就労準備から職場定着までの一貫した支援を行うとともに、職場実習、就労支援セミナー等の事業を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を促進します。

## 第6 民間人材ビジネスの活用によりマッチング機能を強化します

ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介事業を行う民間人材ビジネス・地方自治体に対し、求人情報を提供し、官民が連携した求人・求職のマッチング機能を強化します。

## 第7 安心して働ける雇用環境を整備します

1 非正規雇用労働者の対策として、公共職業訓練や求職者支援制度を活用し職業キャリアの形成を支援します。また、事業主の取組みを促進する包括的な助成措置の積極的な活用を促進します。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護と雇用の安定を図るため、派遣元・派遣先に対して的確かつ厳正な指導監督を実施します。

また、改正労働者派遣法に基づく均衡待遇の配慮義務規定をはじめとする法制度の周知・啓発に努め、円滑な施行を推進します。

3 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、早期再就職を図る事業主や対象労働者を受け入れ、訓練を行う事業主に対して、助成措置が大幅に拡充された労働移動支援助成金について周知を図るとともに、労働者の再就職を支援する事業主からの個別の相談に丁寧かつ適切に対応し、助成金の適正支給に努めます。

4 非正規労働者である若者等の専門的・実践的な教育訓練の受講による中長期的なキャリア形成の促進を図るための、「教育訓練給付金」の拡充等を盛り込んだ「雇用保険法の一部を改正する法律案」の施行に向けた周知・広報に努め、教育訓練給付金の積極的な活用を促進します。

5 雇用が不安定である外国人労働者については、雇用状況の把握や適切な就労のための事業所指導を行い、雇用維持・再就職援助に努めるとともに、通訳の配置によりきめ細かな職業情報の提供・相談を行います。

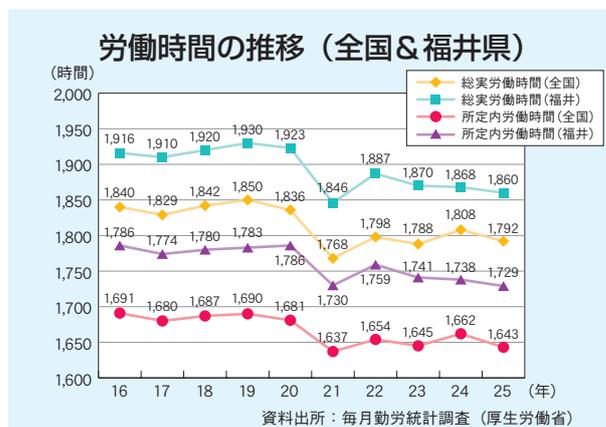
## II 安心・安全に働くことのできる労働環境整備

### 第1 職場における法定労働条件の確保を図ります

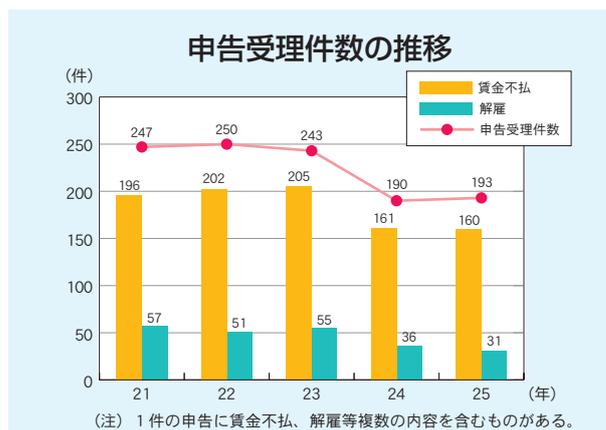
1 福井県の労働時間は全国と比較して長くなっています。

事業場に対する監督指導等により、長時間労働の抑制や賃金不払残業の防止といった労働条件の確保改善を図ります。

また、年次有給休暇制度の取得促進についての周知啓発等を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進します。



2 労働基準監督署では、働く人々から寄せられる労働基準関係法令違反に係る申告に基づく監督指導も行っています。申告は、賃金不払に係るものが多数を占めています。

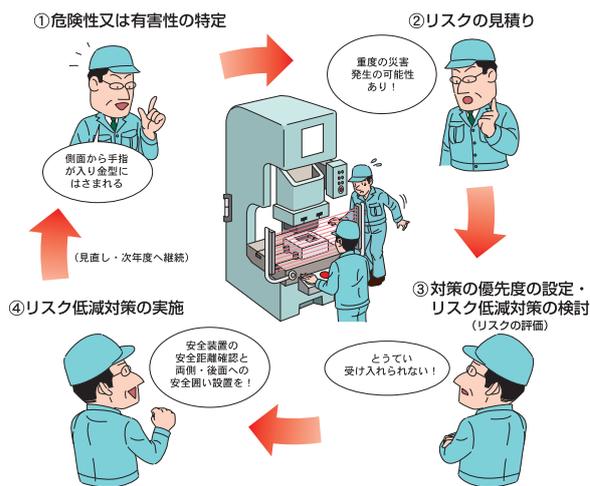


## 第2 働く人にかげがえのない、かつ尊重すべき、職場の安全と健康確保対策を進めます

1 大幅に増加した死亡災害を減少させる等、労働災害の一層の減少に向け、製造業、第三次産業、建設業を重点に労働災害防止対策を強力に推進します。

また、化学物質による健康障害防止対策を推進します。

### リスクアセスメントの主な実施手順



2 労働者の健康確保対策に取り組みます。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な取組を推進します。

(2) 過重労働等による健康障害防止対策を推進します。

(3) 自主的な労働衛生管理を推進するために、産業保健総合支援センターの活用を積極的に勧奨します。



「ココロの耳」は、インターネットによる情報提供の窓口です。

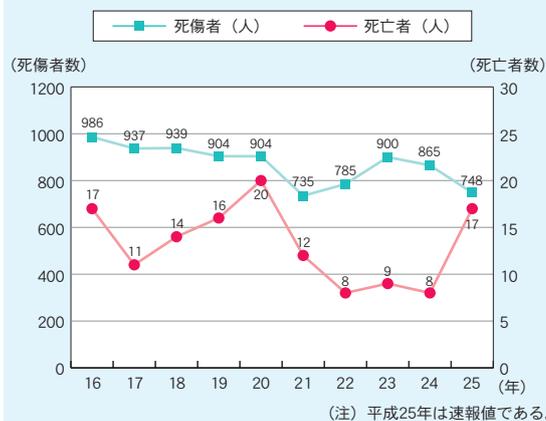
あなたは一人ではありません。あなたの力になる情報や場所、人を一緒に探しましょう。

<http://kokoro.mhlw.go.jp> **ココロの耳** で検索

### 第12次労働災害防止推進計画の主な目標 (期間平成25年～29年)

- 死亡者数について、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させること。
- 休業4日以上死傷者数について、平成29年までに、平成24年と比べて15%以上減少させること。
- 中小規模事業場へのメンタルヘルス対策の更なる取組の促進
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進

### 全産業における死傷者・死亡者の推移



### 熱中症による労働災害発生状況



3 腰痛予防対策、熱中症予防対策等の推進により、職業性疾病の予防対策に取り組みます。

4 受動喫煙防止対策の必要性とともに、財政的支援等の利用促進を図り、職場における受動喫煙防止対策を普及・促進します。



### 第3 最低賃金制度の適切な運営を図ります

最低賃金制度は、賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の周知と遵守の徹底を図ります。

また、賃金引上げに取り組む中小企業に対する支援事業として「福井県最低賃金総合相談支援センター」及び「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（略称：業務改善助成金）」の活用を促進します。

<b>福井県最低賃金</b> 平成25年10月13日から <b>時間額701円</b>	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。 ただし、次の産業に従事する基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。
---	---

福井県内の特定最低賃金		
紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	<b>725円</b>	平成25年12月24日から
繊維機械、金属加工機械製造業	<b>800円</b>	
電気機械器具製造業（略称）	<b>763円</b>	
百貨店、総合スーパー	<b>763円</b>	平成23年12月24日から
各種商品小売業	<b>750円</b>	

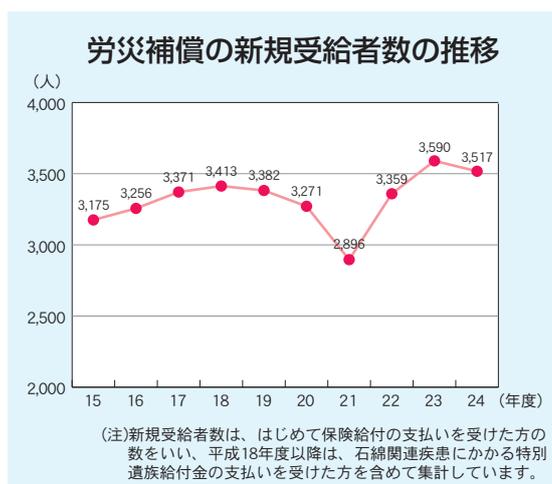
## 第4 労災補償対策を推進します

1 労災保険給付の新規受給者数は2年連続で3,500人を超え高い水準となっています。労災保険給付にあっては、迅速・適正な処理を行います。

特に、社会的関心が高い精神障害事案及び脳・心臓疾患事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

2 労災保険給付の窓口業務等については、相談者等に対する丁寧な対応、わかりやすい制度説明及び請求人等に対する処理状況の連絡等を徹底することにより、疑問や不安の解消に努め行政サービスの推進を図ります。

3 石綿にさらされる作業に従事していた労働者の方が、中皮腫や肺がん等で既に亡くなっており、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅してしまった場合には、平成34年3月27日まで特別遺族給付金の請求が可能であることの周知を図ります。



## 第5 原子力発電所等に対する総合的な対策を進めます

1 放射線被ばく管理の強化を含めた安全衛生管理の徹底を図るため、

- ① リスクアセスメント等の適正な実施
- ② 元方事業者による総合的な作業管理の徹底
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

等を図ります。

また、メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策を推進します。

2 東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえ、緊急作業実施時における適正な被ばく管理、健康管理を実施するための準備の促進を図ります。

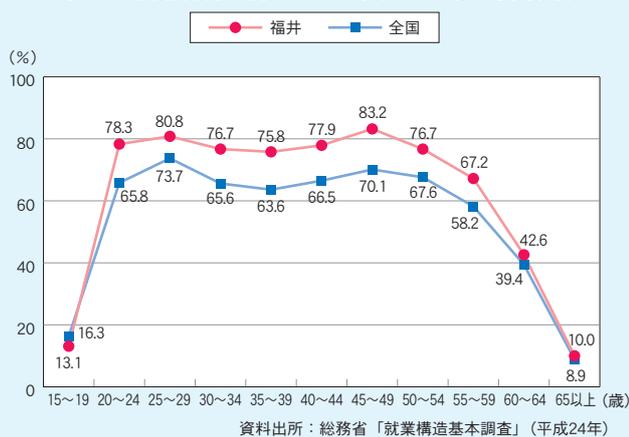
## Ⅲ 均等・均衡待遇と多様な働き方の実現

### 第1 男女雇用機会均等確保対策を推進します

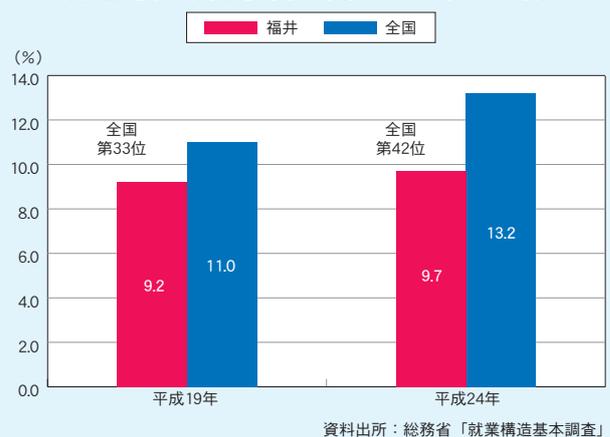
- 1 福井県は、女性の平均勤続年数、夫婦の共働き率等は全国平均を上回っているものの、管理職への登用や配置の点で男女労働者間の格差がみられます。

政府の成長戦略の中核と位置付けられている女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションを推進する必要があります。

#### 女性の年齢階級別人口に占める雇用者割合



#### 管理的職業従事者に占める女性の割合



- 2 企業における雇用管理の実態を的確に把握するため、男女雇用機会均等法に基づく報告の徴収を計画的に実施し、違反が認められた場合には速やかに是正を図ります。

性差別、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い、セクシュアルハラスメント等に関する相談が寄せられた場合には、紛争解決援助制度により、その解決を図るとともに、法違反が認められる場合には、事業主へ指導を行います。

- 3 ポジティブ・アクションを推進するため、企業に対し、新設の「ポジティブ・アクション能力アップ助成金(仮称)」等の周知を図るとともに、具体的な取組が行われるよう必要な助言、情報提供を行い、併せて、「総合情報サイト(仮称)」の活用を促し、女性の活躍状況の情報開示を図ります。

また、ポジティブ・アクションを推進している企業を公募し、「均等・両立推進企業」として表彰します。



ポジティブ・アクションのシンボルマーク「きらら」です。マークの作成趣旨に賛同する企業・労使団体等が自由に利用できます。

## 第2 仕事と家庭の両立支援対策を推進します

- 1 育児休業制度等の規定が、未だ整備されていない企業も見受けられ、また、パートタイム労働者等の非正規労働者は、正社員より育児休業取得率が低い状況にあります。

このため、引き続き仕事と育児・介護が両立できる職場環境整備を推進する必要があります。

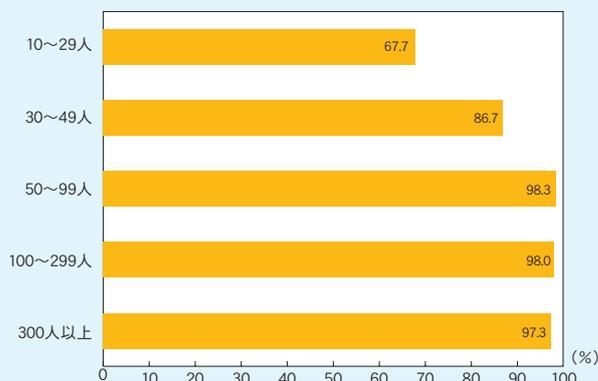
- 2 全ての企業で育児・介護休業法に基づく制度が定着するよう、指導等を計画的に実施するとともに、非正規労働者の育児休業取得要件等の周知を図ります。

また、育児休業・介護休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いについては、紛争解決援助制度によりその解決を図るとともに、法違反が認められる場合は事業主へ指導を行います。

- 3 両立支援制度を利用しやすい環境づくりに取り組む事業主を支援する「両立支援助成金」の周知を図ります。

また、仕事と育児・介護との両立支援に取り組む企業を公募し、「均等・両立推進企業」として表彰します。

育児休業制度規定あり事業所の割合(企業規模別)



資料出所：「平成24年度福井県勤労者就業環境基礎調査報告書」

### 認定マーク（くるみん）



- 4 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化されている労働者数101人以上規模の未届企業等について、督促指導等により完全実施を図ります。

また、多くの企業が認定を目指して取組を進めるよう、企業に対し働きかけを行います。

なお、「次世代育成支援対策推進法改正法案」が成立した場合には、周知を行います。

行動計画を策定し、計画目標達成等の認定基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働省の認定を受けることができます。

「くるみん」には、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と「職場ぐるみ・会社ぐるみ」で子どもの育成に取り組もう、という意味が込められています。

### 第3 パートタイム労働対策を推進します

- 1 パートタイム労働者数は年々増加しています。

こうした中、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った均等・均衡な待遇を確保するとともに、正社員への転換を推進し、その能力を一層有効に発揮できる雇用環境を整備する必要があります。

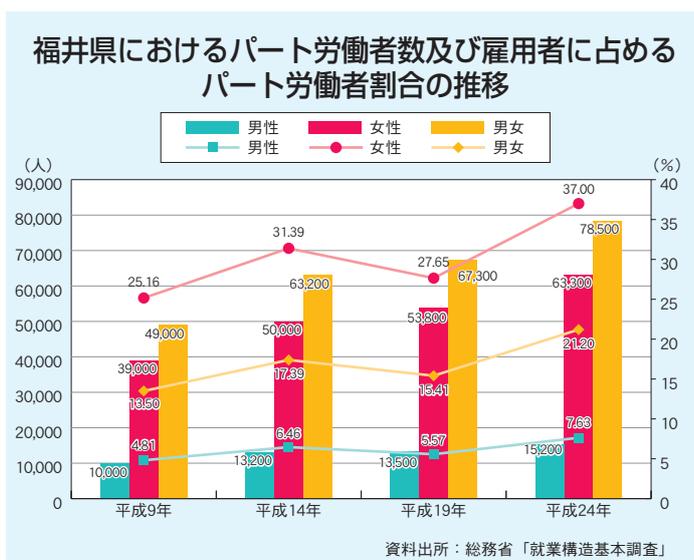
- 2 パートタイム労働法に基づく報告の徴収を実施し、パートタイム労働者がその働き・貢献に応じて正社員との均等・均衡

な待遇が図られるよう、指導等を通じパートタイム労働者の雇用管理改善を図ります。

また、「パートタイム労働法改正法案」が成立した場合には、周知を行います。

- 3 雇用均等コンサルタントによる職務分析・職務評価の導入支援を行います。

また、「パート労働ポータルサイト」、「パート指標（仮称）」、「パートタイム労働者活躍推進企業宣言（仮称）」について周知を行い、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰（仮称）」を実施します。



## Ⅳ 労働保険制度の円滑な運営

- 1 労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成26年度の労働保険年度更新期間は、6月2日（月）～7月10日（木）であり、効果的な周知・広報に努めます。

労働保険料の口座振替制度が、個別事業主に拡大されたことについて、積極的に周知し、利用促進を図ります。

労働保険適用事業場数の推移（単位：件）

年度	個別事業場	委託事業場	合計
平成24年度	13,405	11,385	24,790
平成23年度	13,285	11,417	24,702

- 2 労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、労働保険加入促進業務の受託団体（一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福井支部）並びに関係行政機関との密接な連携の下に、未手続事業の積極的な解消に努めます。

## V 個別労働関係紛争の解決の促進

- 1 解雇、労働条件引下げに関する相談や近年増加する職場でのいじめ・嫌がらせ、退職に際してのトラブルに関する相談など労働問題のあらゆる分野の相談に、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。また、これらの問題発生の予防に向けた取組を促進するための周知を図ります。
- 2 民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。



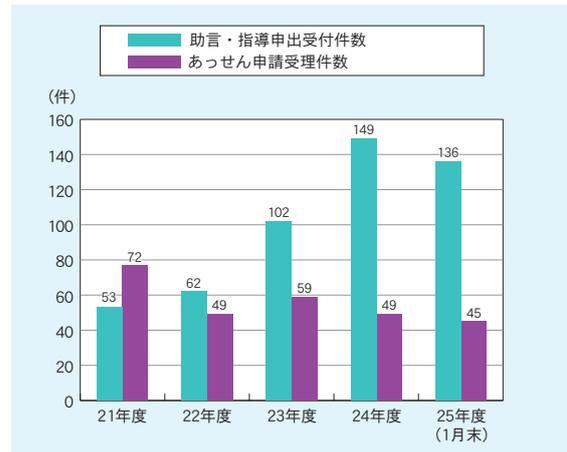
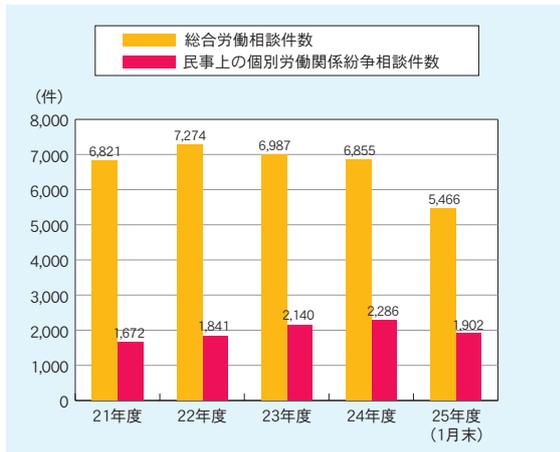
職場のいじめや嫌がらせに悩む職場が増えてきています。

これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。

組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」にて情報を提供中

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>



## VI 地方自治体と連携した重層的なセーフティネットの構築

### 第1 生活保護受給者等の自立を支援します

生活保護受給者などの生活困窮者の就労による自立を支援するため、ハローワークは、福祉事務所などでの出張職業相談や地方自治体とのチームによる支援のほか、就職者に対するフォローアップを行うなど、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行います。

また、福井労働局とハローワークは、福井県が福井県社会福祉協議会に委託して行っている「生活困窮者自立促進支援モデル事業」とも連携して、早い段階から生活困窮者の就労による自立を支援します。



## 第2 公共職業訓練や求職者支援訓練を活用した能力開発による就職を支援します

地域の産業に必要な人材を育成するための職業訓練機会を確保するため、労働局やハローワークでは、職業訓練情報の収集や提供を行います。また、ハローワークでは、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、求職者の適性・能力を踏まえ、公共職業訓練や求職者支援訓練のほか、実技に重点を置いた短期の職業訓練である「短期集中特別訓練」の受講機会を提供して、求職者の職業能力開発を支援するとともに、訓練期間中及び訓練修了後には就職に向けたきめ細かな支援を実施します。



## 第3 福祉人材確保に向けた取組みを実施します

介護・医療・保育分野の人材確保のため、ハローワークの「福祉人材コーナー」等において、求職者向けセミナーや採用面接会を兼ねた事業所見学会等マッチングの促進を図るとともに、地域の関係機関と連携し、介護・医療・保育職種への就業を希望する求職者に対する支援を実施します。

# Ⅶ 原子力発電所の停止に伴う嶺南地域に対する雇用対策

- 1** 原子力発電所の運転停止が長期化しており、雇用への影響が懸念されていることから、嶺南地域のハローワークに特別相談窓口を引き続いて開設し雇用に関する相談に応じるとともに、事業主の方々には、雇用調整助成金等の活用による雇用維持を図ります。  
また、離職を余儀なくされたの方々には、担当者制によるマンツーマン支援を積極的に実施し、早期再就職の促進を図ります。
- 2** 関係労働者等からの相談により、雇止めや倒産による賃金未払い等が認められる場合には、必要な啓発指導や未払賃金立替払制度などによる迅速な対応を図ります。